

## 監査告示第16号

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を公表する。

令和7年11月25日

南陽市監査委員 青木勲  
南陽市監査委員 板垣致江子

### 1 監査の対象課等

みらい戦略課、財政課、税務課

### 2 監査の範囲

令和7年4月1日から令和7年9月末までの財務事務及び関連事務事業の執状況

### 3 監査の期日

令和7年11月25日

### 4 準拠基準

南陽市監査基準

### 5 監査の着眼点

監査の対象の事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

### 6 監査の方法

資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

### 7 監査の結果

課等名	監査の結果
みらい戦略課	提出された書類等に基づき監査した結果、事務の執行状況はおむね適正である。 ただし、事務の執行における軽微な誤りを注意した。
財政課	提出された書類等に基づき監査した結果、事務の執行状況はおむね適正である。 ただし、事務の執行における軽微な誤りを注意した。

課等名	監査の結果
税務課	<p>提出された書類等に基づき監査した結果、事務の執行状況はおむね適正である。</p> <p>ただし、事務の執行における軽微な誤りを注意した。</p>